

生駒市医師会医療救護計画

【総則】

この計画は、平成23年5月16日付けで生駒市と一般社団法人生駒市医師会（以下「医師会」という。）との間で締結された「災害時における医療救護についての協定書（以下「協定書」という。）」第2条の規定により策定するものである。

【計画の構成】

- 1 災害対策関係業務
- 2 生駒市医師会災害対策本部
- 3 医療救護施設
- 4 医療救護の対象者及び区分
- 5 医療救護班の編成と派遣指示等
- 6 救護所における医療救護活動
- 7 救護病院における医療救護活動
- 8 医薬品、医療用資機材等の確保
- 9 通信手段
- 10 その他
- 11 計画の実施

1 災害対策関係業務

医師会が関わる災害対策関係業務は、協定書に基づく医療救護活動を基本とし、次のとおりとする。

(1) 平常時

平常時において医師会が実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 災害発生時における医療救護班の編成、出動体制の整備
- ② 災害発生時における連絡網・通信手段の整備
- ③ 医薬品等の備蓄体制の整備のための生駒市との連携
- ④ 生駒市、消防、警察等関係機関と連携した防災訓練の実施
- ⑤ その他災害発生時における医療救護活動に必要な事項

(2) 災害時

災害時において医師会が実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 生駒市医師会災害対策本部の設置
- ② 生駒市災害対策本部との連絡・調整
- ③ 医療機関への伝達及び指示
- ④ 医療救護班の編成と派遣
- ⑤ 被災者の救護、救助その他保護活動

- ⑥ 被災者の人数、医療機関の被災状況等医療情報の収集
- ⑦ 医薬品、医療用資機材等の確保の協力
- ⑧ その他医療救護活動に必要な事項

2 生駒市医師会災害対策本部

- (1) 医師会は、災害時において生駒市災害対策本部（以下「市本部」という。）の要請により、生駒市医師会災害対策本部（以下「医師会本部」という。）をセラビーいこまに設置し、医療救護拠点とする。
- (2) 医師会本部の構成及び連絡順位は、別表1のとおりとし、参集の連絡は携帯電話等により行う。ただし、生駒市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、自動参集するものとする。
- (3) 医師会本部に本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、生駒市医師会会長及び副会長がこれにあたる。
- (4) 医師会本部の業務は、次のとおりとする。
 - ① 市本部との連絡・調整
 - ② 医療情報の収集・整理
 - ③ 市内外医療機関との連絡・調整
 - ④ 救護所の統括・調整
 - ⑤ 医療救護班の編成・派遣
- (5) 本部長は、前項の医師会本部の業務を統括し、すべての医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう総合指導するとともに、市本部、救護所等との連絡調整を行う。
- (6) 医師会副会長があたる副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 医師会防災担当理事があたる副本部長は、市本部において市本部及び医師会本部からの情報を共有するとともに、必要に応じて医薬品、輸血用血液等の調達・斡旋、医療用水、発電設備等の配備、要救護者の搬送の要請等、市本部と医師会本部等との連携に必要な連絡調整等を行う。

3 医療救護施設

災害時における医療救護施設は、本市内の各中学校内に設置された救護所（以下「救護所」という。）及び救護病院とし、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担するものとする。

4 医療救護の対象者及び区分

- (1) 医療救護の対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害による負傷者
 - ② 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者（緊急に医師の措置を必要とする脳卒中、出産等を含む）
 - ③ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
- (2) 医療救護の対象者を、次のとおり区分する。
 - ① 重症患者 生命を救うため、直ぐに手術等入院治療を要する者
 - ② 中等症患者 多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
 - ③ 軽症患者 上記以外の者で、医師の治療を必要とする者

5 医療救護班の編成と派遣指示等

- (1) 災害時における医療救護班は、各中学校区を単位として編成し、各班を構成する医師及び連絡網は、別表2及び別表3のとおりとする。
- (2) 各医療救護班に班長を置き、医療救護活動に関する事項の指揮を行うとともに、不足する医薬品人員、後方搬送、その他救護所の状況等を医師会本部に報告し、医師会本部を通じて市本部に必要な措置を要請する。
- (3) 救護所に派遣する医師の人員、派遣先等は、災害の規模、被災状況等により医師会本部と市本部が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本部長は、市本部から医療救護活動のための医師の派遣要請を受けた場合は、各医療救護班の班長に対し携帯電話等により医師の派遣を指示する。
ただし、生駒市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、各医療救護班は各中学校の救護所へ自動参集するものとする。
- (5) 救護所へ参集する医師は、別表4に掲げる医薬品、医療用資機材等を携行するように努めるものとする。

6 救護所における医療救護活動

- (1) 救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとする。
- (2) 救護所における医療救護活動は、次のとおりとする。
 - ① トリアージ
 - ② 傷病者に対する応急処置（必要に応じて中等症患者及び重症患者に対する応急処置を含む）
 - ③ 傷病者の後送医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ④ 市本部への患者搬送手配要請及び処置状況等の報告
 - ⑤ 助産（搬送先助産施設の照会、手当て等）
 - ⑥ 医療救護活動の記録
 - ⑦ 死亡の確認
 - ⑧ その他状況に応じた処置
- (3) 救護所における医療救護活動は、原則として24時間体制とし、医療救護施設間の連携を図るものとする。

7 救護病院における医療救護活動

- (1) 救護病院は、中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行うものとする。
- (2) 救護病院における医療救護活動は、医師会本部長の指示により行うものとし、その活動は次のとおりとする。
 - ① トリアージ
 - ② 中等症患者及び重症患者の処置および収容
 - ③ 近畿大学医学部奈良病院等災害拠点病院への患者搬送手配
 - ④ 助産（出産及び搬送先助産施設の照会、手当て等）
 - ⑤ 医師会本部への処置状況等の報告
 - ⑥ 医療救護活動の記録
 - ⑦ 死亡の確認
 - ⑧ その他状況に応じた処置

- (3) 救護病院の医療体制は、原則として既存病院の組織をもって充てるものとし、医療救護活動は24時間体制とする。

8 医薬品、医療用資機材等の確保

- (1) 医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材等（以下「医薬品等」という。）は、下記のとおりとする。
- ① 各救護所に備蓄された医薬品等
 - ② セラビーいこまに備蓄された医薬品等
 - ③ 休日夜間応急診療所に備蓄された医薬品等
 - ④ 救護所へ参集した医師が携行する医薬品等
 - ⑤ セラビーいこまに設置された医薬品集積センターに市本部又は奈良県等を通じて確保された医薬品等
- (2) 医薬品等は、前項第1号から第4号に掲げるものを有効に活用するが、不足するときは医師会本部が市本部に要請するものとする。

9 通信手段

市本部、医師会本部、救護所及び救護病院との間における通信手段については、生駒市がそれぞれに配備する防災無線機により行う。

10 その他

- (1) 災害時における医療救護活動は、本計画を基本として行うが、災害の規模、被災状況等に応じて臨機応変に対応するものとする。
- (2) この計画に定めるもののほか、この計画を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

11 計画の実施

この計画は、平成25年12月3日から実施する。